

入札公告

市有地の売払いについて、制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年11月20日

石巻市長 齋藤正美



1 制限付き一般競争入札に付する事項

(1) 入札物件

物件番号	区分	物件の所在地	地目	面積	予定価格
1	土地	石巻市桃生町中津山 字内八木111番8	宅地	968.01 m ²	8,450,000 円

(2) 入札方法 非参集型入札（入札前資格審査型）

2 物件の利用条件等

(1) 土地利用条件

なし

(2) 禁止用途

- 取得物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用しないこと。
- 取得物件を石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に使用しないこと。

(3) 引渡し

現状有姿での引渡しとする。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に該当しない者
- (2) 当該入札に係る物件に関する事務に従事する石巻市職員
- (3) 令第167条の4第1項の各号のいずれかに該当する者
- (4) 令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者
- (5) 個人市町村民税（法人にあっては、法人市町村民税）又は固定資産税を滞納している者
- (6) 入札に係る申請書類を指定した期日まで提出しない者
- (7) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団及び同第4号に規定する暴力団員等に該当する者
- (8) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団及び同第4号に規定する暴力団員等から依頼を受け入札に参加しようとする者
- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及びその団体の役員又は構成員となっている者
- (10) 当該物件を上記(7)又は(9)に該当する者の活動のために利用させる等公序良俗に反する用途に供しようとする者

4 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
実施要領の配布	令和6年11月20日（水）から 令和6年12月10日（火）まで	市役所本庁舎4階 総務部管財課 ※市ホームページ上でダウンロード可能
入札前資格審査用 一般競争入札参加 申請書兼受付書の 提出	令和6年12月10日（火） 午後5時必着	〒986-8501 石巻市穀町14番1号 石巻市総務部管財課 ※「一般書留」又は「簡易書留」による郵送若しくは総務部管財課窓口に持参すること。
審査結果の通知日	令和6年12月23日（月）	ファクシミリ、電子メールにより通知
入札書の提出期限	令和7年1月9日（木） 午後5時必着	「一般書留」又は「簡易書留」による郵送若しくは総務部管財課窓口に持参すること。
開札（入札）日	令和7年1月10日（金） 午前10時	非参集型

5 申請書類

一般競争入札参加申請書兼受付書に次の書類を添えて提出すること。

(1) 個人の場合

- ① 一般競争入札参加申請書兼受付書
- ② 住民票抄本（個人分・本籍を記載したもの）
- ③ 印鑑登録証明書
- ④ 納税証明書（市町村民税及び固定資産税）※直近のもの
※市町村民税が非課税の場合は、非課税証明書

(2) 法人の場合

- ① 一般競争入札参加申請書兼受付書
- ② 法人登記簿謄本
- ③ 印鑑証明書
- ④ 納税証明書（法人市町村民税及び固定資産税）※直近のもの

注) 証明書類は、申請日前3か月以内に発行されたもの（写し可）とする。

6 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加申請者は前記5に掲げる申請書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格の審査結果については、「一般競争入札参加資格審査結果通知書」により通知する。なお、この通知は電子メール又はファクシミリにより行う。

7 物件の公開日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年11月20日（水）から令和6年12月10日（火）まで
（休日条例に規定する休日を除く。）の午前9時30分から午後3時まで
（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場 所 石巻市桃生町中津山字内八木111番8
担当 石巻市総務部管財課管財係
電話番号 0225-95-1111（内線4088・4089）

8 入札保証に関する事項

入札保証金は免除とする。

9 落札者の決定方法

予定価格以上の入札であって、最高の価格をもって入札した者を落札者として決定する。ただし、同価格の最高入札者が2人以上あるときは、くじにより決定する

10 契約保証金に関する事項

- (1) 契約は、落札決定の日から7日以内に締結しなければならない。
- (2) 契約において、市が指定する額を契約保証金として納付するものとする。

- (3) 契約代金の支払が行われなかった場合、市は契約を解除し、契約保証金は市に帰属する。
- (4) 納入した契約保証金は、契約代金納入の際、契約代金の一部にするものとする

1.1 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する者の入札は無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者が入札したとき。
- (2) 入札者が入札条件に違反したとき。
- (3) 入札者が2通以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合して入札したことが明らかなきとき。
- (5) 入札者の記名のない入札をしたとき。
- (6) 金額その他重要事項の記載が不明確な入札（修正可能な筆記用具の使用等）をしたとき。
- (7) その他入札に際し、不正の行為があったとき。

1.2 その他入札に関し必要な事項

- (1) 落札者は、契約を締結した後において、入札が石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号）第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (2) 実際に生じた本市の損害額が上記(1)の規定による損害賠償金を超える場合は、その超える額につき、なお請求をすることを妨げない。また、本規定は上記(1)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後においても適用する。
- (3) 詳細又は不明な点については、石巻市総務部管財課管財係に照会のこと。

1.3 問い合わせ先

石巻市総務部管財課管財係

電話番号 0225-95-1111（内線4088・4089）

ファクシミリ 0225-22-4995

電子メール isprop@city.ishinomaki.lg.jp